

○租税特別措置法

平成、八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・所得税法等の一部を改正する法律 平成二六・三・三三 法一
- 本則一〇条（平成二九・一・施一）
- ・医療法の一部を改正する法律 平成二七・九・二八 法七四
- 附則二二条（平成二八・九・二七までに施行）

（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第二八条の四）個人が、他の者から取得をした土地（国内にあるものに限る。以下この条において同じ。）又は土地の上に存する権利（以下この条において「土地等」という。）で事業所得又は雑所得の要因となるもののうち、その一年一月一日において所有期間が五年以下であるもの、その年中に取得をした土地等で政令で定めるものを含む）の譲渡（土地権又は賃借権の設定その他の契約により他人に土地を長期使用させる行為で政令で定めるもの（次項及び第三項第一号において「賃借権の設定等」という。）及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。）をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、所得税法第二二条及び第八九条並びに第百十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

- 一・二 略
- ② ⑥ 略

（長期譲渡所得の課税の特例

第二二条）個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利（以下第三二条までにおいて「土地等」という。）又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下第三二条までにおいて「建物」という。）で、その一年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡（所得税法第三十三條第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下第三二条までにおいて同じ。）をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、同法第三二条及び第八九条並びに第百十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中当該譲渡に係る譲渡所得の金額

（同法第三十三條第一項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第三十三條第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第三十三條の四において「長期譲渡所得の金額」という。）に対し、長期譲渡所得の金額（第二項第三号の規定により読み替えられた同法第七二条から第八七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額（第八七条の三までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

- ② ③ 略

（取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

第三三條の二）略

一 土地等が土地取用法等の規定に基づいて使用され、補償金を取得する場合（土地等について使用の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基づいて使用されることとなる場合において、当該土地等が契約により使用され、対価を取得することを含む。）において、当該土地等を使用させることが所得税法第三十三條第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期使用させる行為で政令で定めるもの（以下第三七条の九まで及び第三七条の九の五において「譲渡所得の要因となる不動産等の貸付け」という。）に該当するとき（政令で定める場合に該当する場合を除く。）

- ④ ⑥ 略

（医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除

第七〇条の七の五）⑤ 略

⑥ 第一項の規定の適用に係る認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに基金拠出型医療法人への移行をする場合において、同項の規定の適用を受ける受贈者が有する当該認定医療法人の持分の一部を財務省令で定めるところにより放棄し、その残余の部分（当該基金拠出型医療法人の平成十八年医療法等改正法附則第十條の第三項第一号ハに規定する基金（以下この項及び第十一項第二号において「基金」という。）として拠出したときは、当該受贈者の納税猶予分の贈与税額のうち基金として拠出した額に対応する部分の金額とし、政令で定めるところにより計算した金額に相当する贈与税については、第一項の規定にかかわらず、当該基金拠出型医療法人への移行のための定款の変更に係る医療法第五十條第一項の規定による

都道府県知事の認可があつた日から二月を経過する日（当該認可があつた日から当該二月を経過する日まで）に当該受贈者が死亡した場合に、当該受贈者の相続人が当該受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から自己を経過する日をもつて第一項の規定による納税の猶予に係る期限とする。

- ⑦ ⑮ 略